

デジタルアセットを活用した地方創生等に係る支援案件の募集要項

令和3年8月11日

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)

1 募集の目的

「デジタル」は、地方がこれまで負ってきた様々なハンデを乗り越える有効な武器ですが、要となる「金融」領域のデジタル化には、デジタル技術に加えて複雑な法規制を遵守するための専門的な知見も必要になります。

このように専門性が求められる金融領域の中でも、「デジタルアセット」¹は、既存の金融サービスではカバーできない「応援や共感に基づく投資」といった金融機能を実現可能であり地方創生と親和性が高い一方、活用に必要な高度な専門性を持つ人材が非常に限定的で、かつ、様々な事業体に分散しているという課題があります。

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（以下、JCBA）は、「デジタルアセット」に係る専門家が数多く会員となっている国内屈指の業界団体であり、「デジタルアセット」の社会的有用性を示すため、地方創生等の社会的課題の解決に向けて「デジタルアセット」に係る専門的知見を必要とする案件を募集し、JCBAの専門性を活用した支援活動を行います。

2 募集要項

(1) 募集実施の主体

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）

(2) 募集案件

デジタルアセット（暗号資産、デジタル通貨、デジタル証券、NFT等の総称）を活用して地方創生等の社会的課題の解決を図るプロジェクト等

(3) 募集対象

地方自治体、公共団体、NPO等、地域企業

(4) 支援の様態例

デジタルアセットの活用に係る以下のような支援

- a. 活用スキーム・プロジェクトの検討/策定
- b. 法規制に関する助言の提供

¹ *主としてブロックチェーンを基盤とする暗号資産、デジタル通貨、デジタル証券及びNFT等を総称

- c. システム等に係る技術的な助言の提供
- d. 法規制遵守態勢の構築
- e. システム等の構築の支援

(5) 想定する依頼者及び案件例

- 例①：暗号資産による財源調達を検討する地方公共団体に対する地方創生 IEO (Initial Exchange Offering) の支援
- 例②：デジタル証券及びデジタル地域通貨を活用した地方商工会議所や地方金融機関による地方活性化プロジェクトの支援
- 例③：地方自治体のスマートシティ構想等の金融機能を含むプロジェクトに係る公募へ応札する企業との共同提案
- 例④：地方公共団体とのデジタルアセットに係る専門的助言の提供に係る MOU の締結

(6) 支援の体制：

支援内容に応じて、JCBA 及び会員（以下「JCBA 会員等」という）から構成されるプロジェクトチーム（以下、「PT」という）を組成するとともに、必要に応じて、JCBA 会員等が有するネットワーク等を通じた外部専門家も招聘します。

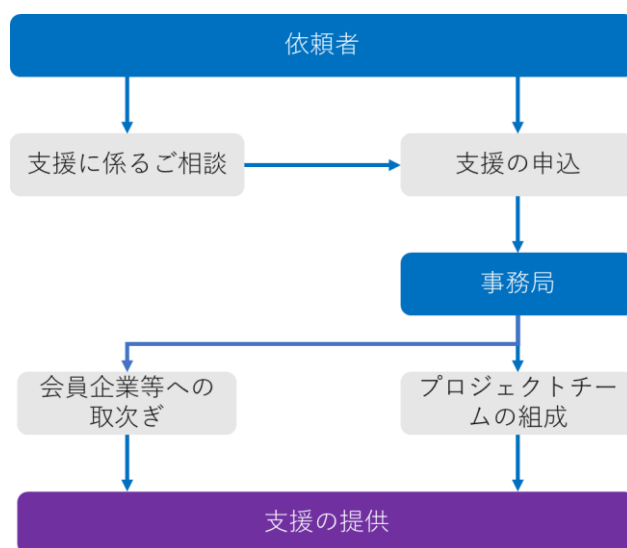
(7) 募集の期間

令和3年8月11日（水）～令和3年10月29日（金）17時（必着）

(8) 募集及び相談の流れ

支援に係るご相談は、JCBA 事務局までご連絡ください。また、支援の申し込みについては、募集要項に従って JCBA 事務局までご提出ください。

支援の申し込み後は、支援内容に応じて、JCBA 会員等への取次ぎや、JCBA 会員等から構成される PT を組成し、支援の提供を行います。



(9) 提出書類

応募に際しては、別紙の申込用紙に記入の上、次の提出先までご提出ください。

(10) 問合せ・申し込み先

提出書類を次の提出先に、電子メールにてご提出ください。

《提出先》

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会事務局

E-mail : info@cryptocurrency-association.org

《問合せ・相談窓口》

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会事務局

E-mail : info@cryptocurrency-association.org

3 JCBA について

JCBA は、暗号資産交換業者等の暗号資産・ブロックチェーン関連ビジネス事業者、コンサルティングファーム、法律事務所、税理士など現在約 100 社が会員となっており、暗号資産、ステーブルコイン、STO 及び NFT などブロックチェーン上のデジタルアセットに関する幅広い領域を取り扱っています。

現在 12 の分科会を設置し、活発な議論と継続的な情報発信を行うとともに、各種提言・要望を通じた国内における暗号資産関連ビジネスの環境整備に取り組んでいます。